

かわさき市民オンブズマン 会 報

第70号

隔月発行

2009年4月8日

主張 土地開発公社はもういない 事務局長 川口洋一 2

王禅寺住民訴訟 続報！ 篠原義仁 3

市長に1.2億円請求（朝日新聞08.12.25） 4

平成21年度川崎市予算案を見て 佐々木玲吉 5

新学期に間に合わず（タウンニュース09.4.3号） 6

「川崎臨海部の戦略的マネジメントの推進」に内蔵された問題 望月文雄 7

対岸の大田区は反対（朝日新聞09.3.29） 7

入札・契約のインターネット情報公開について 望月文雄 8

全行政委員報酬日額制を導入へ（朝日新聞09.2.27） 8

阿部川崎市長への申入書 9

総会記念講演のご案内 10

十字路

カンボジア考 その3 川口洋一 11

京都破壊に抗するまち衆の闘いの到達点

「3.29.京都新景観条例から学ぶまちづくり」集会 小磯盟四郎 12

会計報告 13

編集後記

第13回定例総会のお知らせ
5月16日（土）13時30分より
てくのかわさきで開催

主張

土地開発公社はもういない

事務局長 川口洋一

水江町の塩濱け土地：昨年11月に開催された市議会で「水江町産業活性化・企業誘致推進事業用地の取得」という市長提案の議案が共産党を除く会派の賛成で可決された。その内容は水江町の塩濱け土地5621.37㎡を236億8065万円で土地開発公社から買い戻すというものである。議案書の末尾に「(参考)土地の取得価格と近傍の地価との比較」があり、1㎡当たりの価格が示されている。1989年土地開発公社が先行取得した価格は、23万8522円。近傍の浅野町35番60の地価公示価格が、24万5000円。2008年市が公社から買い取る価格は、42万5747円。そして近傍の夜光3丁目3番8外の地価調査価格は、11万円。すなわち62億円ほどの土地を4倍近い価格230億円で買うというバカな提案なのだ。

借金で土地を買う恐怖：何故こんなことになってしまうのか？土地開発公社を使って、市の公共事業用地を事業が計画された段階で、銀行からの借金で先行取得してしまうからである。20年近く活用せず駐車場にしている土地であっても、それを買うために借りた金は利子を生み、利息相当額が84億円余りとなっている。利子が利子を生む複利計算の恐ろしさだ。列島改造論からバブル崩壊前までのように、地価が力強く右肩上がりで上昇していた時代には、借金の利息よりも土地の値上がり分のほうが大きかったときもあり、借金による先行取得という手法も一定の意味を持っていたであろう。

土地開発公社存続の理由はもうない：バブル崩壊後、地価は右肩下がりである。借金で土地を買えば、利息は取られるうえに、地価の下落分も負担となってくる。よほど特別の事情がない限り、土地開発公社を使った土地取得は経済合理性のない行動である。

市が土地開発公社を使うメリットの一つは、議会の承認なしで機動的に必要な土地を手当てすることができることであった。逆に言えば、簡単に購入できるので必要のない土地まで買い込んでしまい、税金のムダ遣いにつながっている。塩濱け土地となっていた土地の多くはそうした安易な計画で購入したものであった。だがこのメリットも今ではなくなってしまっている。2000年市民オンブズマン全国大会の塩濱け土地問題キャンペーンに突き動かされた自治省(現総務省)は、「土地開発公社の経営健全化対策」に取り組み始め、川崎市も「経営の健全化に関する計画書」を作った。その中で用地取得手続き等の改善として「土地開発公社に依頼する土地の取得については議会の常任委員会へ報告すること」が2000年度から行われている。

土地開発公社の解散は始まっている：八王子市は2005年1月に、神奈川県は2007年3月に解散し、長野県は2013年3月に解散する予定となっている。

土地開発公社の2007年度の公有用地の保有高は454億2000万円である。これから水江町の方を差し引くと217億4000万円となる。また「経営の健全化に関する計画書」では、2009年度の年度初保有額を160億2000万円と計画している。2007年度の資本準備金が154億7000万円であるから、保有額と準備金とが相殺するところまで来ている。①地下が右肩上がりとなる土地神話は破れ、②議会に報告義務があるのならば、土地開発公社を通して土地を買う利点はどこにあるのか？市の高級職員の天下り先を温存することが目的と勘ぐられるのも片腹痛かろう。解散の時期は近づいた。速やかに解散させよう。

王禅寺住民訴訟 続報!

篠原 義仁

① 2008年12月24日、宇都宮地方裁判所は、栃木県の旧氏家町(現さくら市)が不当に高値で土地を購入したとして提訴された住民訴訟(1億2000万円余を当時の町長に支払うよう請求した事件)で、購入額のほぼ半額に当たる1億2192万円を町長に支払うよう、市に命じる判決を言渡しました。

つまり、2倍もの高値で取得した土地は違法で、その差額金の損害金の支払請求を認容しました。購入した物件は高根沢町の不動産業者から8000㎡の土地を2億5000万円で購入した鬼怒川沿いの土地ということです。

王禅寺の物件は、「土地転がしか?」と疑わせるような経緯を経て、川崎市が土地開発公社に指示して住商建設(株)と(有)信託開発(共有持分各2分の1)から約6億2000万円で先行取得させたもので、旧氏家町の不動産業者からの購入という事例に何か連なる印象をもちます。

② 2009年2月13日、大阪高等裁判所は、宮津市の用地取得に関する高裁判決について、最高裁が原判決を破棄して審理のやり直しを命じた差戻審で、本件土地は「そもそも代替用地として取得する必要のない土地」で、かつ「取得価額も著しく高値で不当である」として当時の市長に公金支出の返還を命じました。その実額は、4214万8000円となっています。

事件の内容は、宮津市が「丹後リゾート公園事業」用地として本件土地を3858万9646円で先行取得する委託契約を土地開発公社との間で締結して(川崎市の場合は、先行取得にあたってこうした委託契約さえ結んでいない)、先行取得させ、これに基づいて、宮津市がこの金額に利息等を加えて4214万7762円で土地を買取る旨の売買契約を締結して、その代金を支払ったというものです。

これと王禅寺の事例につき、「取得の必要

性」について、まず対比、検討してみると、王禅寺の場合は、1990年「仮称、リサイクルパークあさお」の代替用地として市は先行取得させたわけで、代替用地であれば、対象地権者が受入れ可能な「使い勝手のよい土地」であることが、絶対的条件になるわけです。しかし、王禅寺の土地は川崎市側からのアプローチはなく、横浜市側からのアプローチも、市が「王禅寺3号線に接道している」と強弁しているものの、それは、再取得に際して川崎市が行った鑑定結果でも、「接道条件」を充たしていないとして、「無接道。王禅寺3号線は、建築基準法上の通路ではない」と指摘されているとおり、到底、代替地にはなりえないものとなっています(現実も、市は再取得後、代替用地としては使えず、現状のままで山林としてただ残すだけで、川崎市の説明の矛盾をあぶり出しています)。

一方、1990年当時、建設予定といていた「仮称リサイクルあさお」計画も、1991年8月で早くも「見直し検討」と方針が変更され、1994年6月に至り同計画は白紙撤回されるに至りました(王禅寺の清掃場拡張計画は、場所も替え、規模も大幅に縮小され、その結果、1996年10月に別途の土地が先行取得され、その後、完成)。

つまり、先行取得を決定した1990年5月当時の前記計画は確定的計画でなく、その後、それは消滅したのであり「そもそも代替地として本件土地は取得する必要はなかった」(前裁判決)ものといわざるをえません。

③ 次に、王禅寺の土地の先行取得価格について検討してみることとします。

私たちオンブズマンは、住民訴訟の提訴段階では、当時入手可能であった2007年の路線価額(固定資産税評価額の倍率方式)を基礎に、川崎市が再取得した平成2007年1月22日時点での再取得価額約10億円と比較検討しました。その検討結果としての本件土地の評価は、約4000万円、高く見積もっても約8000万円の結論に達しました(ちなみに川崎市の行った2006年9月時点での鑑定価額は1億6600万円でした)。

その後、私たちは、民事訴訟法の規定に基づき、川崎市に調査囑託をかけ、1990年当時

の路線価額(固定資産税評価額の倍率方式)を基礎に、前記同様にその検討を行いました。結論は、2007年検討と基本的に変わることはありません(1990年がいかにバブル期であったとしても、こんな接道条件の悪い土地に高値がつくはずはなく、2007年とほぼ同じという結論でした)。

すでにくり返してご報告しているとおおり、裁判所の判例基準では、正当な価額より3割(3倍ではありません)以上高ければ、それは違法、不当と判断されるわけで(①記載の氏家町の例は2倍で)、私たちの、4000万円、8000万円評価はひとまずおき、川崎市の2006年鑑定

の6600万円評価に基礎をおいても、1990年の先行取得時の価額約6億2000万円は、他都市の先行取得基準と比較してみても例のない異常に高額な先行取得となっています。

南伊豆保養所用地問題といい、無償で譲渡し現在再利用の見通しのたっていない東和町保養所用地問題といい、そして、この王禅寺問題といい、「異常高値取得」の川崎市の「実態」は、再発防止策の確立と責任追及のシステムの確立なしには改善しようのない、体質的、構造的「異常性」を呈し、そのこととあいまって川崎市の行政は厳しく指弾され、早急に改善される必要があります。



市長に1.2億円請求
さくら市側に命令
土地購入めぐり地裁
栃木県の旧氏家町(現さくら市)

04年9月、浄水場用地として
判決後、記者会見する原告の
桜井秀美さん(左)と宇都宮
市の栃木県弁護士会館

ら市)が不当な高値で土地を
購入したとして、市内に住む
自営業の男性(50)が市を相手
取り、1億2千万円余りを当
時の町長の秋元喜平市長らに
請求するよう求めた訴訟で、
宇都宮地裁(柴田秀裁判長)
は24日、購入額のほぼ半額に
当たる1億2192万円を秋
元市長に求めるよう、市に命
じた。

原告の桜井秀美さんは「完
全な勝訴。税金の使い方につ
いて、住民はもっと監視をし
ていく必要がある」と話し
た。一方、秋元市長は「控訴
は弁護士と相談したい」とし
た。

て、同県高根沢町の不動産業
者から2億5千万円で購入し
た約8千平方メートル。同市西部の
鬼怒川沿いに位置する。
柴田裁判長は「適正価格が
検討せず、漫然と、鑑定評価
額のみを基準として決定され
た代金は、合理性ある方法で
形成されたとは言いがたい」と
判断した。

平成21年度川崎市 予算案を見て 佐々木玲吉

平成21年度川崎市予算案が2月10日に発表されました。134ページの分厚いものです。市長による21年度市政方針は2月18日に今年第1回目の市議会で演説されました。この予算案の解説です。市長の言によれば次の3点が今年の柱になるそうです。

- 1 川崎再生フロンティアプランの推進
- 2 自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり
- 3 行財政改革の推進

さらに「市税収入は、法人市民税は世界的不況のため大幅な減。しかし人口増加（流入）により個人市民税は増、地価評価額の増加で固定資産税も増、そして過去6年間で市職員2200人の削減により、財政危機宣言より7年間で『安定フライト予算』となり目標を59億円上回る財政効果を上げることができた。この成果を市民サービスに還元します。」とあります。そして「昨年度は89点でしたが、今年度は4点高い93点」と自らの市政を褒め称えました。

それでは内容を見てみましょう。「公共公益施設や都市基盤整備につきましては、厳しく事業選択を行った上で、効率的に進めてまいりました。」とあります。新川崎地区整備事業は何と昨年度の3倍近い105億5900万円、小杉駅周辺地区整備の推進には84億5100万円となっています。また道路混雑緩和のためとして、東扇島と水江町を結ぶ橋も作るそうです？ また、市民本位のまちづくりを行うとして、大方の識者が「市長の権限強化」以外の何ものでもない指摘された、昨年制定の住民投票条例を誇らしく語っています。

ところで、現市長は就任以来、行財政改革の名のもとに、市民の身の回りの行政サービスを数多く切り捨てましたが、思い出せるものだけでも次の通りです。

- 1 学童保育の全廃

- 2 健康診断業務の大幅縮小
- 3 敬老特別乗車証の廃止
- 4 ゴミ収集日の削減
- 5 粗大ゴミの有料化
- 6 商店、中小業者のゴミの有料化
- 7 市立葬祭場使用料の値上げ
- 8 高齢者医療費助成制度の廃止
- 9 高齢祝品、長寿夫妻への記念品廃止等々

これらのうち1項目でも今回の予算に復活するかと思いきや何もありませんでした。

今、経済危機、不況が世界を覆っています。川崎でも失職された方は数多くおられると思いますが（市ではその実数を把握していないようです）、何と「市委託事業による雇用の創出約60名45,256千円」とあります。呆れてものが言えないとはこのことでしょうか。

また、市の人口が増加すれば、市税収入は増加すると喜んでおられるようですが、人口増に比例して、市の仕事、行政サービスも増加すると考えるのが当然ではないでしょうか。けれども逆に職員数は2200人減少させています。そこからでしょうか現市長のもと、市職員保険相談室の相談件数は平成18年度4000件、19年度には5000件突破。職員自殺者は下記のとおりになっています。（市議会平成20年第4回定例会、織田議員質問とその答弁より）

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19
自殺者数	4	5	5	1	2	5	5

保育園の21年度入所申請者数5953人

(前年比+658人)

内定 3629人

不承諾 2324人 (前年比+270人)

政令市でワースト3位

特養ホーム待機者は5000人超。

政令市でワースト2位という数字もあります。

(川崎民主市政をつくる会)

これらを総括してみれば、結局は大企業のための基盤整備、都市拠点開発の偏重であり、中小、個人商店、そして子育て世代、老人等、社会的弱者いじめの政策となります。新自由主義を標榜した小泉内閣の川崎版といわれても止むをえないでしょう。地方分権などと言っ

てみても、自治、福祉の精神は欠如し、国の出先機関となってしまっています。

しかし、市長の演説の文言は美辞であり、予算案には昨年度のような露骨な大企業優遇の表現は見られません。これは今年の秋に行われる市長選を意識しての総花化の現れでしょう。

ところでジャーナリズム新聞各社の報道は神奈川新聞のみが社説で「手放しでは喜べない」としているものの、他紙は市長の演説を要約して伝えているのみで表面的なのは残念です。

さて予算案は毎年第1回の市議会定例会が開

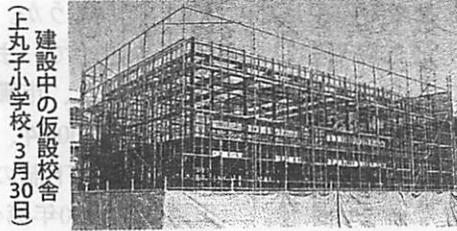
かれる前に分厚い本として財政局より出版されますが、編成過程では市民の請願、陳情等はシャット・アウト、目の届かない密室で市長の指示のもと、市の高級官僚、部局長、そして与党議員らで作られるのでしょうか。議会では反対意見を大して聞くでもなく、与党の多数でそのまま一年間の市の方針となるのです。

予算書は議会で審議された結果として製本出版されるべきものではないでしょうか。その場合、反対意見のあった項目には、それなりの意見があったことも付け加えるべきと思いますが、如何なものでしょう。

仮設校舎建設

新学期に間に合わず

定員オーバーの上丸子小学校と下沼部小学校で 09.4.3



建設中の仮設校舎
（上丸子小学校・3月30日）

4月の新学期から上丸子小学校で2クラス、下沼部小学校で4クラス定員増になるということで、市では3月中旬の完成を目処に工事を進める予定だった。しかし、上丸子小学校は建設場所の変更、下沼部小学校は工事の遅れにより、当初の3月中旬ではなく4月下旬の完成となった。

児童の増加に伴う市立上丸子小学校（桑見二校長）と市立下沼部小学校（秋場樹校長）の仮設校舎の完成が、当初の3月中旬から、4月下旬になることがわかった。

2つの小学校では図工室などの特別教室を活用して約1カ月間対応する。人数分の椅子や机は手配しており、普通教室として使用するための補強工事などは済んでいるとのこと。工事が始まったのは3月

上旬。完成には最短で1カ月半かかるという、5月上旬の使用開始になる予定。上丸子小学校の橋本校長は「5月上旬には仮設校舎の使用ができると聞いています。学習に支障のないよう対策を進めている」と話していた。

地域住民からも「学校も増員対応などの仕事が増えると、新学期の準備にしろ寄せが来るのでは。もっと計画的に行ってほしい」という声も聞かれた。

なお、区内小学校では14年度までに1460人の児童が増加する見込みとなっており、上丸子小学校は9クラス315人、下沼部小学校は13クラス522人の増加が予測されている。市教委では「今後、仮設校舎の建設等がある時などは、このような事が起きないように工事の工程や着手を早くしなければならぬ」と話していた。

19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

「川崎臨海部の戦略的 マネジメントの推進」 に内蔵された問題 望月 文雄

2009 (平成21) 年度川崎市予算案冊子の93ページ、「川崎臨海部の戦略的マネジメントの推進」のチェックを行いました。全体の予算は3億9646万5000円が計上されています。

大きな問題点が2つあります。

1点目は神奈川口構想です。この構想を神奈川県と横浜市、川崎市の3自治体が共同提案していますが、東京都や羽田空港が存在する大田区では一切関知していないのです。神奈

川口構想に対して4000万円の予算が計上されています。

2点目は戦略拠点または重点整備地区とされている、浜川崎駅周辺地区で現在発生している公害問題と、市側の構想に重大な見込み違いがあつて、川崎駅から浜川崎駅への鉄道新設が実施不能という状況下でありながら、廃止された県立川崎南高校敷地を更地にして売却することにして、校舎の解体が始まり、アスベストの飛散を無視しての強硬工事が行われています。

住民からは工事の中止が要請され、アスベスト公害で控訴までされていますが、それらの問題は一切不問にされています。地域の市民運動の状況は「本気で臨海部の未来を考える会」=<http://www.owat.net/rinkaibu-mirai/>を紹介しておきましょう。添付したURLで状況を把握されるようお勧めします。

対岸の大田区は反対

しかし、対岸の東京都大田区は「連絡路の計画を受け入れることはできない」と、反対の立場を鮮明にしている。問題にしたのは連絡路の大田区側の取り付け口。ここは区や住民にとって「悲願の土地」だったからだ。

第2次世界大戦敗戦直後、連合国軍総司令部(GHQ)に区民約3千人が48時間以内の退去を命じられ、この土地を追われた。土地はその後、空港施設となり、住民の手に戻ることはなかった。だが、羽田再拡張の過程で空港跡地が生じ、この一帯約53万坪が利用できる見込みになった。大田区は08年10月、ここに文化・交流施設などをつくる跡地利用基本プランを発表。このプランに「上流案」が直撃する形になっている。昨年11月、川崎市の阿部孝夫市長は状況打開をめざし、大田区の松原忠義区長を訪ねた。連絡路の必要性を訴えたが、松原区長は反対の立場を崩さず、話し合いは平行線に終わった。

大田区の主張は一貫している。 「連絡路建設は道理がない。すでに都市計画決定されている国道357号をなぜ先に、通さないのか」だ。首都高湾岸線と同じ場所を通る想定は357号は、30年以上前に計画が決まった。しかし、多摩川横断部分は、約1千億円とされる建設費がネックとなり、着工のめどはたっていない。

一方、神奈川口の上流案は、多摩川を横切る距離が短く、費用は357号の10分の1ほどとみられる。川崎市の担当者は「357号は現実的ではない。空港から神奈川方面への交通を分散できる点で、連絡路は大田区側にもメリットがあるはず」と話す。

入札・契約の インターネット 情報公開について 望月 文雄

全国市民オンブズマン連絡会議のホームページには「全国落札率・談合疑惑度調査（PDF）」という立派な統計報告がなされています。政令指定都市についても6ページ目にグラフ3つに2007年度の調査報告がなされています。

私はインターネット上で入札・契約がどのように公開されているのかということ調べてみました。

年間の落札率を集計しグラフで記載してある政令指定都市はありませんでした。17ある政令指定都市は皆独自のホームページを公開していますが、入札・契約というボタンのないフロントページ（入口のページ）も幾つかありました。大阪市の場合は入札・契約という情報を公開したくないようで、ホームページ内を調べましたが、入札・契約には行きつけませんでした。

川崎市の場合、フロントページの左側に「入札情報」というボタンがあり、クリックすると「入札情報」というページが開かれます。そのページの右側に交通局・病院局・水道局という入札情報のボタンが貼られていますが、財政局のものはそのページの2ページ目に「工事・委託・物品」に区分けされさらに、入札公表・落札結果が財政局・水道局に区分され、ボタンで入室できるように表示されています。

しかし、入室しても個別案件が羅列、あるいは、一定期間別にグラフ化されて表示されていますが、年間の集計は公表されていません。全国市民オンブズマン連絡会議が「全国落札率・談合疑惑度調査（PDF）」という調査報告書を纏めるには、独自の方法に拠ったのでしょう。

私はグーグルで「入札・契約」を検索し、落札率を公開している都市を探してみました。1ページ10件ずつの表示で10ページ分（100件）を開いてみましたが、八戸市だけが、「八戸市発注工事平均落札率」を、指名入札と簡易一般入札の2つのグラフで公開していました。件名毎の落札率を公開しているのは岩国市でした。しかし、240件の落札率の平均を八戸市のようにグラフ化していませんので、市全体の発注工事落札率が一見して分かるという情報にはなっていないことが残念に思えました。

自分が居住している都市の「入札・契約（落札率）」がどのような状況なのかは、市民として知りたいことですので、市政の側では、情報公開で開示を求めるという行動を起こさなくても、市民に積極的に公開するという姿勢が欲しいものです。

内容的には、岩国市の「工事等入札結果」という個別入札結果報告（連記）と八戸市のような年度別・月別報告書並びに年間の落札率グラフが望ましいと思います。市民に開かれた市政という意味で落札率とその資料の自主的公開は時代の趨勢であると思うのですが。

全行政委員報酬 日額制を導入へ

神奈川県

神奈川県は26日、教育や公安など九つある行政委員の報酬を、月額制から日額制に改めると発表した。滋賀県の行政委員への公金差し止め訴訟で、大津地裁が1月に月額制は違法だとの判決を出したことを受けた対応。09年度中にも導入したい考えで、神奈川県によると、全委員への適用は全国初とみられる。

対象になるのは、9委員会の非常勤委員計73人。報酬額は各委員会ごとに条例で定まり、内水面漁場管理委員の月額3万8千円から、監査委員の同60万円まで。07年度実績で、それぞれの委員は13日から100日程度、会合などに出席したという。

09年度一般会計当初予算では、行政委員の報酬として計約2億1千万円を計上。日額に改めることで報酬総額は減るとみられるが、勤務日数が確定していないため、いくら減るかは今後、固まるという。

川崎市長

阿部 孝夫 殿

2009年4月17日

川崎市川崎区砂子1-10-2 ソシオ砂子7F

川崎合同法律事務所内

かわさき市民オンブズマン

代表幹事 篠原 義仁

同 清水 芳治

事務局長 川口 洋一



行政委員の月額報酬制の見直しについての

申 入 書

本年1月22日、大津地方裁判所は、滋賀県が労働委員会委員、収用委員会委員及び選挙管理委員会委員に対して月額報酬を支払うことは違法であるとの判決を言渡しました。

行政委員の報酬については、地方自治法203条で「議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じて支給する。但し、条例の定めをした場合はこの限りではない」と規定されています。

前記判決は、この規定について「勤務実態が常勤職員と異なる場合に限り、例外として勤務日数によらず報酬を支給できる」として、原則は日給制、例外として勤務日数を勘案して月給制にできると判断しました。

その上で、前記行政委員の勤務日数を具体的に検討して、条例に定めた月額報酬の支給は違法と判示するところとなりました。

この判決を受けて、神奈川県知事は、2月26日の定例記者会見で、~~行政委員の月~~



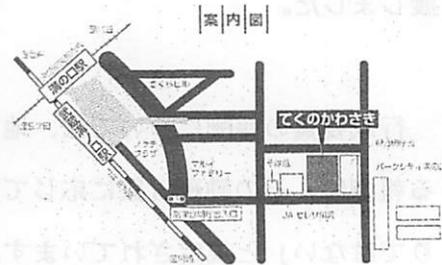
月に2日の勤務で 月給を貰うなんて！

選挙管理委員などを告発した吉原 稔弁護士はこんな人です。
1959年京都大法学部卒業後、NEC入社。2カ月で退職し、翌64年に司法試験合格。83年から21年間、県議、弁護士としていくつかの行政訴訟を手がけた。昨年からは龍谷大法科大学院客員教授。



三面六臂の活躍 琵琶湖仮面来る！

かわさき市民オンブズマン
第13回定例総会記念講演
日時 5月16日13時3分開演
場所 てくのかわさき研修室
資料代300円



高津区溝口1-6-10
☎044-812-1117

吉原弁護士の自己紹介

いずれも勝訴した栗東市の「新幹線新駅起債差し止め訴訟」や「永源寺第2ダム建設差し止め訴訟」など行政訴訟や住民訴訟を手がけるなど、オンブズマン的な活動をしています。
悪く言えば、行政のあら探しをしているのかな。
誰もが思い付かなかったことを裁判にするのが私の信条です。
昨年からは龍谷大法科大学院の客員教授として行政法を教えています。

十字路

カンボジア考

その3

川口 洋一

地雷の話

カンボジアと言えは多くの人は地雷とアンコールワットが頭をよぎるようだ。地雷だけでなく不発弾の被害も大です。不発弾はベトナム戦争当時ホーチミンルート爆撃としてカンボジア領内にも50万トンとも60万トンともいわれる大量に投下された爆弾の10%程度が不発弾として残っていると言うことだ。最近でも年間100人～170人の死者、600人～700人の負傷者が地雷や不発弾によって出ています。1980年からの内戦の間三派連合とヘン・サムリン派両軍のせめぎ合いが続く中で、それぞれが陣地防御のために自陣の回りに対人地雷や対戦車地雷を埋めていった。戦線が移動するたびに陣地を構築しその周りに地雷を埋設していったので、12年の内戦の間にカンボジア全土にまんべんなく地雷が散布されてしまったのだ。

内戦が終わったとき、人が住み田・畑となっている土地には当然のことながら地雷はなかった。両軍の陣地として一度も使われなかった土地にも地雷はないだろうと予測できた。しかし、12年間にどこにどのように陣地を配置したかという詳しい記録は残されていなかった。使える土地は手探りで確認するしかない。1992年内戦が終わり、難民高等弁務官事務所（UNHCR）が難民の帰還業務を始めたとき（1992年2月）、「希望地（2ha）では、収穫が得られるまでの約1年間、配給が受けられる」と発表した。

難民となった人々が国を離れるまで暮らしていた土地には、地雷のない土地であれば他

の人が移り住んで、田畑を耕し生活している。カンボジアの農村の慣習では土地は住んでいる人、耕している人にその土地の利用権があった。戦争の前、土地は人口に比べて十分にあって、住みたいところに住めたのだ。だが今は地雷があるので、住める土地の面積が大幅に縮小し、どこでも住めるというわけには行かなくなった。難民キャンプの多くの人は帰って行って耕す農地がなくなっていた。

2haの土地を求める人に対して、UNHCRは十分な土地を用意することはできなかった。そこで「農業用土地がほしい人：現在土地がないので、UNHCRが確保するまでキャンプで待ってほしい。ただし、土地は希望地とは限らず、ほかの県になる可能性が高い」と帰還計画を変更することになった。

村のある地域は、昔は樹木がうっそうと茂る密林であったと言う。内戦の12年間、紫檀黒檀などの高級材や大きな木は戦費の調達のために伐採され、見通しのよくなった場所には地雷が埋められた。このあたりにはタイとの国境線になっている小川が一本あるだけなので水の便は悪い。村では溜池を作り雨季に溜まった水を乾季に利用して作物を育てている。乾季に十分な水を確保できるわけではないので、現金収入を得るために地雷の撤去されていない森に入って木を切り薪や炭にして売っていた。地雷の被害にあいながらも違法と知りながらも食べるために森の木を切り続けたから、森は今ではほとんど樹木のない草原になっている。

地雷除去のために日本政府は今年3月カンボジアの「第五次地雷除去活動機材整備計画」に対して5億4800万円の無償資金協力の協定を結んだ。現在、地雷の除去作業は手作業で行われている。危険であるし、時間がかかる。そこで効率の良い地雷除去機の開発「カンボジア王国地雷除去活動支援機材開発研究」が4億1600万円の資金で実施された。参加した企業・大学は、日立建機、コマツ、三井造船、東京工業大学、東北大学等で、2007年1月にはカンボジアで現地試験を行った。これら機材を使って迅速で広範囲な地雷除去が行われたと言う話を聞いていないので、まだまだ開発途中なのであろう。

京都破壊に抗する まち衆の闘いの到達点

～「3.29. 京都新景観条例
から学ぶまちづくり」集会～

小磯盟四郎

3月29日、川崎まち連が主催する「京都の新景観条例から学ぶまちづくり」集会が開かれた。一昨年施行された京都の新景観条例は、画期的な規制のきびしさで注目を集めた。条例制定の推進力となった市民運動の方から、その内容と経過を直接お聞きし、乱開発に歯止めをかけ、住み続けられるまちづくりに生かそうという念願の集会だった。

最初に「景観と住環境を考える全国ネットワーク」代表の日置雅晴弁護士から「なぜ日本ではマンション紛争が起こるのか」というテーマで講演してもらった。

高さや壁面がきれいに整った欧米の街の写真を示しながら、それが建築・開発法規によって守られていること、それが日本だけに紛争が起こることをわかりやすく解説してくれた。

京都・まちづくり市民会議事務局代表の中島晃弁護士は、まず新景観条例の内容を紹介。

高さ規制の強化

- ・中心市街地の「田の字」地区沿道 45m ⇒ 31m に
- ・地区内の職住共存地区 31m ⇒ 15m に
- ・京都三山の山すそ周辺 10m～12mに

38ヶ所の「視点場」を設けて

眺望や借景保全のため建築物の高さやデザインを規制

屋外広告の規制

屋上看板や点滅看板の禁止

京都では規制緩和によって都心部に高層マンションが林立し、「応仁の乱以来」といわれるまち壊し・景観破壊が進行してきた。これに対して市内各所でまち衆の粘り強い運動が続けられた。転換点となったのは、00年4月に京都建築審査会が、確認取り消しを求める請求を棄却しながら異例の付言をつけて警告したことだった。

「本件のような建築物を規制できない現状では、京都市の進めるまちづくりは根底から破壊される危機をはらんでいる」。

市が発表した新景観条例案は開発業者などの猛烈な反対運動にあいながら、しかし京都市民の8割を越える支持に支えられて成立した。

参加者に強い印象を残したのは、京都町衆の闘い、中でもそれぞれの地域で住環境と景観を守るため独自に「まちづくり憲章」や「宣言」を採択する運動を旺盛に続けてきたことだ。05年現在で38に及ぶ「憲章・宣言」は、まちづくりの自主的なローカルルールとして高層マンションを撃退するなどの成果を挙げながら、全市をおおう新景観条例制定に行き着いた。

中島先生は最後に、ヨーロッパの水平の都市か、ニューヨークやドバイなどの垂直の都市かの選択は格差社会か平等社会かの価値観にもつながる。景観まちづくりの問題は私たちの住む都市（社会）の根本理念を問うものでもあると結ばれた。

集会は地元川崎だけでなく、横浜、三浦、世田谷、遠く船橋などから130人の参加があり、用意した資料が足りなくなる盛会となった。

まち連は、02年3月の結成から丸7年。85件に及ぶ個別の住民運動にかかわるなかで、乱開発を容認するどころか、助長すると思えない現行の法制度を何とかせねばと、その改革に挑戦し続けてきた。共同行動の成果として、いくつかの制度改革の成果を挙げたとはいえ、それらは誰が見ても制度的不備が突出している事例を、しかも後追的に修正させたに過ぎない。

昨年、日本的「都市法」の抜本的変革をめざして、各地の住民運動団体、弁護士、建築士、都市計画研究者などの全国的結集の追求が始まった。それは7月京都において「景観と住環境を考える全国ネットワーク」の結成へとつながった。川崎まち連も、この流れに合流しながら、まず、自治体段階でまち壊しをおさえ、美しいまちを実現するまちづくりルールを条例化できないか、模索を続けている。その大きなステップとなった集会だった。

(まちづくり・環境運動川崎市民連絡会・
事務局長)

編集後記

○月に1日、2日出勤して月給を貰う、なかなかいい商売を行政委員さんたちはしていたのだが、われわれオンブズマンも全く気付かずに見過ごしていた。それって変じゃないですか、と異議を申し立てたのが、弁護士の吉原稔先生である。篠原代表幹事の手配で私たちの総会にお招きし、講演していただくことになった。大勢の会員が出席されるようお願いしたい。

○それに関連して松沢神奈川県知事は月給制をやめると発言している。川崎市長の意見表明がないので4月7日、市長の見解を問い質すべく公開質問状を提出した。税金バラマキ(?)に非常に厳しい態度をとる阿部市長の見解がどう出されるか。興味深々。

○王禅寺の土地の土地開発公社からの再取得価格をめぐる現在は現在、係争中であるが、横浜地裁の裁判長の指示に従って証拠写真を提出するために現地をメンバー6人で再調査した。不動産鑑定士が接道せず、と鑑定し、川崎市長が3号線接道すると、一昨年、ホームページ

で居丈高に主張した問題の「道路」は依然として行きどまりの山道であった。少しアズマネザサを刈り取り、歩くところが広がってはあるようだ。それにしても篠原代表幹事が再論しているように(本誌3ページ以下)どうしようもない土地をべら棒な値段でよくも買い取ったものだ。

○阿部市長は今年度税収について、法人税は減ったが人口増加につれて市民税などが増えたので税収の落ち込みを免れたと語っているが市民にどのような「還元」(いやなニュアンス!)しているのか。予算を改めて見直す必要があるようだ。

○北朝鮮が「人口衛星」を打ち上げたが、衛星が飛翔する軌道には何も無いらしい(日本のメディア)。それでも北朝鮮のメディアは打ち上げ成功を祝賀しているという。悲しいことにどちらが正しいのか間接的にしか判断できない。即ち、情報が比較的オープンな日本の報道を信ずるしかないのだが、北朝鮮の人民は如何なる情報管理下にあり、日頃どんなニュースに接しているのだろうか。悲惨なまでの情報弱者が想像される。(清水)

会計報告 2008年4月1日～2009年3月31日

一般会計

収 入 (円)		支 出 (円)	
前期繰越	1,072,406	会報発行費	68,917
会費	370,000	コピー代	35,850
資料販売	8,700	情報公開請求	1,100
寄付金	62,000	会場費	27,280
利息	2,806	訴訟経費	13,200
		旅費交通費	13,920
		事務用品費	0
		通信費	5,500
		備品消耗品費	840
		図書費	0
		全国会費	10,000
		講師料	10,000
		HP管理費	0
		雑費	3,360
		予備費	0
収入合計	1,515,912	支出合計	189,967
		残高	1,325,945
訴訟積立金			2,000,000

* 清水政孝さんからカンパを頂きました。どうも有難うございました。

今後の予定

定例会・学習会
いずれもどなたでも
ご参加いただけます

4月 8日 (水) 会報第70号印刷発送	13:00	中原区役所
4月15日 (水) 王禅寺公判	10:00	横浜地裁502
クリーンセンター公判	16:00	横浜地裁502
複合施設公判	16:30	横浜地裁502
4月21日 (火) 第12回拡大幹事会	18:30	高津市民館
5月16日 (土) 第13回定例総会	13:30	てくのかわさき
5月19日 (火) 第1回拡大幹事会	18:30	高津市民館予定

定例総会には滋賀県から吉原 稔弁護士をお招きして
行政委員の報酬等につき、講演していただきます。
多くの方のご参加をお待ちいたします。

第12回拡大幹事会のお知らせ 4月21日 (火) 18時30分より 高津市民館で開催

発行 かわさき市民オンブズマン

所在地 〒210-8544

川崎市川崎区砂子1丁目10番地2号

ソシオ砂子ビル7F 川崎合同法律事務所内

TEL 044-211-0121 FAX 044-211-0123

振替 00270-3-85629

<http://www.kawasaki-ombuds.sakura.ne.jp/>

E-mail: esihara28@kawasaki-ombuds.sakura.ne.jp

会報第70号 編集スタッフ清水芳治・佐々木玲吉 2009. 4. 8